

第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月30日（月）午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員（15名）

会長 7番 霜島 勝範

会長職務代理者 13番 丸山 光浩

委員 1番 内田 芳昭 2番 丸山 嘉之 3番 竹田 賢一

4番 鹿島 幸一 5番 石川 道夫 8番 池上 裕子

10番 生井 一広 11番 高橋 敏明 12番 白石 英一

14番 樗澤 忠信 15番 田地野 賢一 16番 横尾 一弘

17番 吉尾 正治

4. 欠席委員（2名） 6番 竹内 則孝 9番 関原 正晴

5. 提出議題

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第20号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 高橋 正一 次長 大沢 光紀 係長 山口 修 主事 吉川 俊輝

7. 会議の概要

局 長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、15名です。
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会 長 皆さんお疲れ様です。
稲刈りも終盤を迎えておりますが、場所によっては「コメの収量が良かった」という声も聴きますが、中越地方の会長数名の話では、例えば10kgの収量に対し、玄米7kg、くず米3kgといった具合に惨憺たる状況が見られるとのこと。我が家も例年になくくず米が多かったように感じております。

一方、コメの取引価格が高い状況であり、皆さんも少しは潤うという方がいらっしゃると思います。

さて、17日に開催された常設審議委員会では、収入保険の保険料の価格改定の説明があり、今後皆さんの方へもお知らせされることと思います。

県内では令和7年度に約半分の市町村が改選期を迎えるとのことであり、農業委員の女性の登用の目標が30%となっており、現在、新潟県は11%の状況とのこと。

来年度の改選に向けて各市町村では女性委員の積極的な登用を検討して欲しいと、女性の理事から要望あったところです。

それでは早速会議を進めたいと思います。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第7回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。15番の田地野 賢一委員、16番の横尾 一弘委員よろしくをお願いします。

本日の議題は、報告事項が3件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第20号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、報告事項3件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

8月に届出がありました合意解約は、3件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、

1番と2番は、今後、ほ場整備事業が予定されている地区内の農地であり、解約後は新たに農地中間管理機構に貸し付けるものです。

3番は先月の総会において農地法第3条の許可を得たものです。

次に2ページ、報告第20号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

8月につきましては、農地転用事実確認が2件と法務局からの農地の転用の事実に関する照会が2件です。

はじめに農地転用事実確認ですが、1番、2番ともに過去に5条の許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

つづきまして、法務局からの農地の転用の事実に関する照会についてですが、1番については農地法施行以前から、2番については農地台帳にも登録されていないことから、それぞれ長期にわたりこれまで農地として利用されていない農地であります。

事務局 以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。
なお、法務局からの照会については、その結果について法務局へ報告しています。

議 長 次に4ページ、報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
8月の届け出は、相続件数は12件、新たなあつせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

事務局 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、報告事項3件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字下濁川地内、登記地目：田が2筆、登記地積：162㎡です。
位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。
申請地は、譲渡人の自宅に近接しており、利便性の良いことから、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまりこれを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

委 員 以上、1件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番について説明します。9月19日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明とおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

それでは、議案第31号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、許可することに決定しました。

次に、議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

 今月の許可申請は、3件です。

 1番です。申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が1筆、登記地積66㎡です。

 位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。

 申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

 ただし、本案件は、追認案件です。

 申請者は、相続によって所有権を得た申請地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

 それを受け、物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

 (始末書)

 本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代の自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

 2番です。申請地は、大字中原新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積24㎡、

 畑が1筆、288㎡です。

 位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

 申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

 ただし、本案件は、追認案件であります。

 申請者は、自家用車の駐車スペースの不足のため、自己所有の当該農地にてカーポートの整備に着手しましたが、転用許可の手続きが必要であったことに気が付いたことから、事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものです。

 それを受け、カーポートの整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

 (始末書)

 本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、許可して差し支えないと考えます。

 3番です。申請地は、五日市地内、登記地目：畑が2筆、登記地積224㎡です。

 位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。

 申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

 ただし、本案件は、追認案件です。

事務局 申請者は、相続によって所有権を得た申請地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものです。

それを受け、車庫及び自宅進入路の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代の自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、3件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。9月18日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。9月13日、事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。9月11日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第32号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、許可することに決定しました。

次に、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。議案第33号のうち、2番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、1番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番です。

申請地は、大字除戸地内、登記地目：畑が1筆、登記地積239㎡です。

事務局 位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、庭と堆雪場としての使用を希望しています。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。9月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第33号の1番について質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 譲受人はアメリカ合衆国の方ですが、現在もアメリカにいらっしゃるのですか。

事務局 お聞きしているところでは、現在、アメリカのグアムに在住しているそうです。実際には住まいとしての利用ではなく、別荘として考えておられるようです。

< 質疑応答 >

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち1番について採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号のうち1番については、許可することに決定しました。

続きまして、同じく議案第33号 地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、2番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第33号 法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、2番を上程します。事務局の説明をお願いします。

なお、担当委員が退席しておりますので、事務局の説明のみとさせていただきます。

事務局 2番です。
申請地は、姫川原地内、登記地目：田が12筆、登記地積1,456㎡、

事務局 畑が1筆、登記地積28㎡です。
位置図は、資料№8 15ページをご覧ください。
申請地は、農振農用地ですが、3年以内の期間の一時的な転用で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものに該当することから、許可できる案件であります。
用地の選定にあたっては、工事の効率を考慮し当該地が選定されていることから、適地と判断しました。
譲受人は、申請地に賃借権を設定し、本年10月1日以後から来年4月30日までの間、天然ガス輸送導管付帯施設の撤去に伴う工事ヤードとして一時転用での使用を希望していることから、今回の申請に至ったものです。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第33号のうち2番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第33号 法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、2番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号のうち、2番は許可することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、議案第34号 農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ、議案第34号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、再設定が7件です。
はじめに議案の訂正をお願いします。
1番から7番までのすべての賃借期間の終期の日付が誤っております。
1番は、9月31日を9月30日に、2番から6番までの10月30日を10月31日に、7番の11月31日を11月30日にそれぞれ訂正願います。

契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第34号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第34号 農用地利用集積計画について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、市長に要請することに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第7回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜 鳥 勝 範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和6年10月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印